

平成23年7月9日

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

(株)湘南 神奈交バス
(株)津久井 神奈交バス
(株)横浜 神奈交バス
(株)相模 神奈交バス
(株)藤沢 神奈交バス

《安全方針》

◇ 安全最優先...「安全第一」

◇ 法令の遵守...「きまりを守る」

(株)湘南	神奈交バス	代表常務取締役	秋澤 忠
(株)津久井	神奈交バス	代表常務取締役	鈴木 昭男
(株)横浜	神奈交バス	代表取締役社長	飯田 淳彦
(株)相模	神奈交バス	代表常務取締役	吉野 茂
(株)藤沢	神奈交バス	代表取締役社長	柳沼 光久

私達は、「指差呼称による安全確認」「スピードの抑制」「車間距離の保持」を
確実に行い安全運行に努めます。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表取締役および役員は、輸送の安全確保が当社の事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
- (2) 代表取締役および役員は、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (3) 神奈交バス各社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

2. 輸送の安全に関する目標

- (1) 有責重大事故「ゼロ」
- (2) 有責人身事故 2 件以下
(平成 30 年までに有責人身事故半減)
- (3) 飲酒運転「ゼロ」
- (4) 回送時の有責事故「ゼロ」
- (5) 有責車内人身事故「ゼロ」

(1) (2) (3) の目標は、「事業用自動車総合安全プラン 2009」を踏まえたものであります。

3. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 運輸安全マネジメントおよびリスクマネジメント研修を実施し、輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底します。また、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守いたします。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出および投資・人員配置等を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正処置又は予防処置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内においてヒヤリ・ハット情報の共有や安全方針等を社内報に掲載し、必要な情報を速やかに伝達・共有いたします。
- (5) 輸送の安全に関する教育および訓練に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施いたします。

4. 目標の達成状況

平成 22 年度の安全に関する目標の達成状況は以下の通りです。

目 標	達成状況
(1) 有責重大事故「ゼロ」	発生はございません。
(2) 平成 30 年までに有責人身事故半減	平成 22 年度・・・7 件 平成 21 年度・・・3 件
(3) 飲酒運転「ゼロ」	乗務前後のアルコール検査を徹底しておりますので飲酒運転事案はございません。
(4) 回送時の有責事故防止 (漫然運転の防止・法定速度の遵守)	平成 22 年度・・・2 件 平成 21 年度・・・0 件
(5) 有責車内人身事故防止	平成 22 年度・・・3 件 平成 21 年度・・・1 件

(1) (2) (4) (5) の事故件数には神奈川中央交通からの受託路線分は含みません。

5. 輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

- ①乗務員に対しては年間教育計画に基づき教育を実施します。
- ②アイマークレコーダーによる運転中の視線や速度・エンジン回転数・左右前後の動揺などの記録再生が可能な運転訓練車およびセイフティレコーダ（運行記録計）にて経験や勘だけに頼らず、より客観的な指導教育を実施します。
- ③運転シミュレーションにより運転適性の記録・分析が可能なナスバネットにて、より効果的な指導を実施します。
- ④発生した事故の原因を根本的などころまで掘り下げる「なぜなぜ分析」を取り入れた事故防止教育を実施いたします。
- ⑤ヒヤリ・ハット情報に基づいた危険箇所について教育を実施するとともに、危険箇所を年 1 回更新します。
- ⑥健康管理に関する事故防止対策として「事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル」に基づき、適切な健康管理をより一層推進するよう教育を実施します。
- ⑦車内人身事故防止策として、車内人身事故防止マニュアルを活用した教育を実施するとともに、新入運転士教育においては、乗客の身になった運転を心がけるよう高齢者疑似体験教育を実施します。

⑧神奈交バス各社代表取締役および役員は、神奈川中央交通の運輸担当役員とともに、毎月1回全営業所を対象とした巡視教育や乗務員との意見交換を行います。

また、神奈川中央交通の役員および経営管理部門とともに早朝点呼査察や街頭指導も毎月定期的に行います。

⑨神奈川中央交通の役員は、営業所巡回時に安全方針等を説示するとともに、各社では、安全方針等について教育・掲示等で全従業員の安全意識向上に努めます。

⑩営業所長や運行管理者等に対しましても運輸安全マネジメントおよびリスクマネジメントに関する研修を実施します。また、運行管理者に対し、安全管理活動をより活性化させるための教育を実施するとともに、適正な人員配置をします。

⑪警察関係および地元自治体等と協力し、地域の方を対象とした、事故防止教室などを実施するとともに、乗務員に対し車庫内を利用した体験教育を実施します。

(2) 内部監査

計画

●神奈交バス本社及び各営業所に対し年間計画により各1回実施いたします。

監査員

●各社からの要請に基づき神奈川中央交通法務監査室が実施いたします。

監査項目

- ①関係法令や安全管理規程等への適合性
- ②重点施策等の実施状況および有効性
- ③各種委員会議事録等の作成および維持
- ④前年度指摘事項に対する改善状況

(3) 安全運動

- ①春の全国交通安全運動（4月上旬）
- ②ゴールデンウィーク期間中における事故防止運動（4月下旬～5月上旬）
- ③車内事故防止キャンペーン（7月）
- ④夏の事故防止運動（7月中旬）
- ⑤秋の全国交通安全運動（9月下旬）
- ⑥環境にやさしいエコドライブ運動（11月）
- ⑦旅客接遇総点検（11月下旬）
- ⑧年末年始輸送安全総点検（12月上旬～1月下旬）

上記安全運動を中心に輸送の安全性向上に努めてまいります。

(4) 各委員会等の開催等

①運輸安全推進委員会

毎月1回神奈川中央交通の安全統括管理者が主催する運輸安全推進委員会において、神奈交バス各社代表取締役が委員として出席し、輸送の安全を確保するための事業運営等について協議いたします。

②事故防止対策委員会

毎月1回代表取締役を中心に運行管理者および運転士から選任された委員ならびに当該事故を発生させた運転士も同席して運転事故に関する調査研究を行い、事故防止に関する対策を協議いたします。

③飲酒運転防止対策委員会

毎月1回事故防止対策委員会と同様の委員で飲酒運転防止に関する調査研究を行い、飲酒運転防止に関する対策を協議いたします。

④ブロック別意見交換会

管轄する営業区域をブロック毎（東部、西部、中部、北部）に分け、各ブロックにおける走行環境等を踏まえ、営業所と本社が輸送の安全に関する情報を共有して、安全性の向上を図る目的で定期的に開催いたします。

6. 輸送の安全に関する予算・実績額

(神奈川中央交通グループ全体)

(単位：百万円)

区 分	主な項目	22年度実績	23年度予算
人件費に関する費用	教育・訓練に関するもの	184	184
	運転適性診断に関するもの	6	6
	添乗監査に関するもの	31	32
小 計		221	222
機器類等に関する費用	運行に関するもの	43	119
	事故防止に関するもの	36	33
小 計		79	152
合 計		300	374

7. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

別紙 「安全管理体制組織図」 参照

別紙 「緊急連絡図」 参照

8. 安全管理規程

別紙 各社「安全管理規程」 参照

9. 輸送の安全に関する内部監査結果およびそれを踏まえた処置内容

運輸安全マネジメントの取り組みについて、神奈川中央交通の安全統括管理者による主体的関与の下、各社代表取締役が中心となり安全管理体制の向上に努め、各営業所において、セイフティレコーダのデータ結果、一般適性診断結果、運転訓練車データ結果等を活用し、教育が必要な乗務員への迅速な指導、教育および強化を継続。

10. 事故統計

- (1) 平成22年度発生事故統計(当社が第2当事者の事故を含む)
(神奈川中央交通からの受託路線分は含みません。)

事故種類	社名	平成22年度	平成21年度
※ 自動車事故報告規則第2条に規定する事故	(株)湘南神奈交バス	0件	0件
	(株)津久井神奈交バス	0件	0件
	(株)横浜神奈交バス	0件	0件
	(株)相模神奈交バス	0件	1件
	(株)藤沢神奈交バス	0件	0件
	合計	0件	1件

※自動車事故報告規則第2条の事故(概要)

- ①死者又は重傷者を発生させた事故
- ・病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの
 - ・14日以上病院に入院することを要する傷害を受けたもの
- ②操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により11日以上医師の治療を要する傷害

- (2) 平成22年度発生車両故障統計

(神奈川中央交通からの受託路線分は含みません。)

事故種類	社名	平成22年度	平成21年度
※ 自動車事故報告規則第2条に規定する車両故障	(株)湘南神奈交バス	0件	0件
	(株)津久井神奈交バス	1件	0件
	(株)横浜神奈交バス	0件	1件
	(株)相模神奈交バス	1件	1件
	(株)藤沢神奈交バス	1件	0件
	合計	3件	2件

※自動車事故報告規則第2条の車両故障(概要)

- ・操縦装置、制動装置など道路運送車両法第41条に掲げられた装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

以上